洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準

平成１５年６月

洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会

制定日　　２００３年6月１１日（平成１５年・Ⅱ版）

＜はじめに＞

当協議会は、昭和 62 年 12 月(1987 年)に徳島県下で起こった、酸性製品と塩素系製品の混合で発生した塩素ガスが原因と思われる家庭内の死亡事故をきっかけに、関係する家庭用品を所管する業界４団体が、「安全対策協議会」を結成したことに始まる。同協議会による啓発活動が続いていた中で、翌々年の平成元年１月下旬、長野県で地元新聞が、前年秋に同県内で起きた突然死の原因を、塩素ガスの疑いとした記事を掲載した。

これを受け、行政機関（時の 通商産業省　基礎産業局化学製品課、産業政策局消費経済課、通商産業検査所生活化学課、および 厚生省　生活衛生局企画課生活化学安全対策室、現在の、経済産業省　製造産業局化学課、商務情報政策局製品安全課、および厚生労働省　医薬局審査管理課化学物質安全対策室）も参画して、平成元年 11 月に名称を現在の「洗浄剤･漂白剤等安全対策協議会」に改め、現在の組織が発足した。その後、平成 3 年 3 月に、関係する家庭用品を所管する 1 団体と業務用製品の業界 3 団体が新たに加わった。

以来、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会（以下　安対協と記す）を構成する業界８団体は、その時々の製品安全に係わる課題や、法令の施行規則改正等にあたって、業界で協調し、消費者の安全性確保と、各種試験データの集積、さらにその活用に真摯に取り組んだ。一般消費者に対しても、安全性に係わるわかり易い注意表示と、適正使用のＰＲなどを機に応じて実施、製品の事故防止に大きな成果を積み上げてきた。同時にこれらは、安対協の会員各社が、安全性確保に関し、日頃の地道な努力を続けてきた成果でもある。

しかし、一方で（財）日本中毒情報センター等には、塩素系洗浄剤・漂白剤による吸入事故等の健康被害が毎年報告されており、一層の消費者安全性の確保が求められる状況に変わりはない。

これら安全性に係わる製品規格や注意表示等の諸策は、安対協でその都度、ガイドラインを設けて実施されてきたが、16 年間にわたってたび重なる改定を経たため、今日では判りづらいものとなった。そこで今般、行政(経済産業省　製造産業局化学課)の要請もあり、家庭用品品質表示法の法令遵守を基に、安対協で今日まで積み上げてきた製品安全に係わる各種の取り決めを、体系的にまとめ上げるとともに、消費者安全性のさらなる確保を目指し、専門グループ(自主基準作成ワーキンググループ)を設置し、改めて業界自主基準を制定し直すことにした。自主基準の適用範囲は家庭用製品とするが、業務用製品の一部には家庭用製品に準ずる販売･使用実態の製品も存在することから、それらについては本自主基準を準拠することとなった。

以上のような状況を背景にして、安対協の各事業者は、改めて制定された本自主基準を運用することとなるが、この基準によって、消費者に対して、より安全な製品の提供と信頼を高めるとともに、公平で公正な競争と協調がさらに促進され、業界の発展に寄与することを念願する。

目　　次

はじめに

Ⅰ.目的と意義

Ⅱ.適用範囲

Ⅲ.主要成分と表示

Ⅳ.洗浄剤と漂白剤の訴求区分

Ⅴ.警告表示
- Ⅴ-1　基本的な考え方
- Ⅴ-2　警告表示内容
- Ⅴ-3　推奨警告表示
- Ⅴ-4　推奨表現

Ⅵ.表示方法・留意事項

Ⅶ.関連文書・関連法規

付則　製造の猶予期間制定・実施時期

添付資料　製品ラベル表示例集

Ⅰ．目的と意義

各事業者は一般消費者に対し家庭用洗浄剤・漂白剤等の製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容など明示し、これら製品情報の開示による消費者信頼性を高め、安全性に優れた製品の提供を行うとともに、業界においては自主基準の制定によって公平で公正な競争と協調を高め、より一層の信頼関係を構築し、業界の発展に寄与することを目的とする。

本自主基準は家庭用洗浄剤製品では『家庭用品品質表示法』の法令規則を遵守して策定し、家庭用漂白剤製品についても『家庭用品品質表示法』の法令遵守はもとより、消費者安全性を最優先に製品本来の特性が充分に発揮されるよう策定したものである。

そのため一般消費者が製品・サービスの選択時や使用前後において誤認や誤用などによる事故に巻き込まれないよう、警告する表示などを明確で分かり易い文言や内容で示すこととする。

運用面においては各事業者が本自主基準を遵守し、実効性を高めることが求められる。特に効果表示などについては業界内の理解と信頼を得ることが不可欠であり、従って　科学的で妥当性のあるデータや根拠などを開示する内容を本自主基準に盛り込むこととする。

なお、本自主基準の趣旨に反して消費者への安全性を損なう行為が見られるときは、自主基準の趣旨を説明してその遵守を求めることにより、当会事業の円滑な推進を図ることとする。

Ⅱ．適用範囲

下記の対象製品に適用する。

１．『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に指定されている成分を含有する家庭用の洗浄剤。

２．『家庭用品品質表示法』に定める次の製品。

(1) 酸性洗浄剤・アルカリ洗浄剤及び塩素系洗浄剤

ただし、特別注意事項表示（「まぜるな危険」表示）が不要なものを除く。

(2) 塩素系漂白剤

なお、業務用製品であっても、一般消費者の使用される可能性のある製品については適用範囲内と考え、準拠する。

Ⅲ．主要成分と表示

１．塩素系スプレー製品の製品基準

（スプレー製品とはハンドスプレー(トリガー)により、原液を対象物に直接噴き付けて使用する製品）

カビ取り用洗浄剤（塩素系)、台所用漂白剤（塩素系）等があり、その使用形態から安全性を考慮し、主成分の上限を次の通りとする。

主成分：次亜塩素酸ナトリウム　3.0%
水酸化ナトリウム　1.0%

（注）水酸化カリウムの場合も水酸化ナトリウムと同様とする。

２．塩素系漂白剤におけるアルカリ剤の表示

塩素系漂白剤は、アルカリ剤の成分名を表示する。

なお、含有率が１%以上の場合は、成分名（アルカリ剤）と表示する。

【設定の理由】

『家庭用品品質表示法』では、「漂白剤」は含有率が10%以下のアルカリ剤の成分表示が義務づけられていない。製品安全、情報開示、消費者保護の観点から表示を行うこととする。

（参考事例）

当協議会の調査によれば現在の家庭用製品の主要成分組成については次のようになっている。

１．酸性洗浄剤（スプレー製品を除く）

トイレ用洗浄剤（酸性タイプ）があり、主成分は概ね次の通りである。

主成分：塩酸　10%以下

２．アルカリ洗浄剤及び塩素系洗浄剤（スプレー製品及び業務用製品を除く）

カビ取り用洗浄剤（塩素系）、排水パイプ用洗浄剤（塩素系）、洗濯槽用洗浄剤（塩素系）、トイレ・浴室・台所用品用洗浄剤（塩素系）等があり、主成分は概ね次の通りである。

主成分：次亜塩素酸ナトリウム　１～６%
水酸化ナトリウム　１～４%

３．塩素系漂白剤（スプレー製品を除く）

台所用漂白剤（塩素系）、衣料用漂白剤（塩素系）等があり、主成分は概ね次の通りである。

主成分：次亜塩素酸ナトリウム　４～６%
水酸化ナトリウム　１～２%

Ⅳ．洗浄剤と漂白剤の訴求区分

洗浄剤と漂白剤の住み分けについて

次亜塩素酸ナトリウムなどを主成分とする塩素系製品については、事故の未然防止の観点から「カビ取り」用途を含むものは一律洗浄剤とし、「漂白」用途を訴求及び併記しないこととする。同様に漂白剤の「カビ取り」用途についても訴求及び併記しないこととする。

【住み分け設定の説明】

漂白剤（塩素系）でカビ取りをすることの危険性

・希釈して使用する漂白剤は、製品原液の次亜塩素酸ナトリウムなどの濃度が高いため、カビ取り剤と同じように使用された場合、危険性が高くなる。

「洗浄剤」と「漂白剤」の両用途を同時に訴求する危険性

・通産省告示第四九二号（平成元年１０月３日告示）を遵守する。
家庭用品品質表示実務提要（通商産業省産業政策局消費経済課　編集）の解説のなかで“ 次亜塩素酸ナトリウム等を主成分とした「カビ取り用」のものについては、これまで洗浄剤、漂白剤のいずれにも分類された商品が販売されており、これを明確にする必要があったので「カビ取り用」のものは、一律洗浄剤として位置づける ”旨が明記されている。

・『家庭用品品質表示法』で区分されている「洗浄剤」と「漂白剤」の両方の用途を同時に訴求することは、通常使用形態から合理的に推定しうる誤使用の範囲（製造物責任の範囲）を広げ、製品安全の観点から好ましくない。

塩素系製品は使い方を間違えると危険な商品ではあるが、漂白効果、カビ取り効果においては消費者に有益であるため、各々用途を限定した上で正しい使い方を訴求・啓発していくことが、塩素系製品の提供者としての責務と考える。

Ⅴ.警告表示

Ⅴ-1　基本的な考え方

１.「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」（平成７年６月　表示・取扱説明書適正化委員会）を遵守する。

２．統一表示を検討するに当たっては次の項目を考慮する。

① 当該製品（洗浄剤・漂白剤等）に含有される化学物質（原料）の生物学的安全性

② 当該製品に含有される化学物質（原料）の化学的安全性

③ 当該製品で想定される危険の事前評価
- 製品の原料化学物質の含有状態に応じて考慮すべき危険の評価
- 製品の形態（包装・容器）から考慮すべき危険の評価
- 製品の使用方法から考慮すべき危険の評価
- 製品の用途と使用対象物から考慮すべき危険・損害の評価
- 製品の使用場所・保管場所から考慮すべき危険の評価
- 製品の使用者から考慮すべき危険の評価
- 詰め替え、付け替え型の製品にあっては、移し替え時に生じる危険の評価
- 製品の品質劣化を防ぐための注意事項

④ 類似・関連製品の事故事例や海外製品の表示の調査と評価

⑤ 関連する法規制

⑥ 業界団体の自主規格・基準

３.絵表示と表現用語

ＪＩＳや（社）日本化学工業協会で作成された絵表示は、化学品原料に関するものであり家庭用品に用いることは不適切であると判断し、洗浄剤・漂白剤等で既に使用されている次の絵表示と表現用語を採用する。

Ⅴ-2　警告表示内容

警告表示に関する自主表示基準

1. 危険回避のための警告表示

危険回避のために当該表示をしなければならない。

	対　象　製　品	表　示　詳　細
●目に入る事故	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●目に注意の絵表示 目に注意
	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●「失明のおそれがある」旨 ・2%以上の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含む製品にあっては「目に入ったときの注意表示」について「失明のおそれがある」と記述する。 ・2%未満の製品であっては使用剤型、その他の含有成分を勘案して表示者が「失明のおそれがある」に代えて「目を傷める」と記載してもよい。 ・酸性洗浄剤は「目を傷める」と記載する。
	トイレ・浴室用塩素系スプレー製品 アルカリ洗浄剤スプレー製品	●目より上にはスプレーしない旨 使用剤型、含有成分を勘案して、「目より高い箇所に使う場合は、液をスポンジ等につけて塗る」等、使用方法を付加する。
●誤って飲む・食べる事故	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●子供に注意の絵表示 子供に注意

	アルカリ性・塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●応急処置に「吐かせない」「吐かない」旨
●皮膚に接触する事故	塩素系漂白剤	●炊事用（ゴム製等）手袋を使用する旨 平成９年改正の「家庭用品品質表示法」の対象外となったため安対協の自主基準に追加
●吸入などによる事故	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●必ず換気の絵表示
	全塩素系スプレー製品	●体調のすぐれない方は使用しない旨
	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●動物性のハケ・ブラシを使用しない旨
	トイレ・浴室用塩素系スプレー製品	●使用の際はマスクを使用する旨 閉鎖系で使用された場合の危険回避
	全塩素系スプレー製品	●一度に大量に使ったり、続けて長時間使わない旨
●予見される誤使用の事故	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●酸性タイプと併用不可の絵表示
	酸性洗浄剤	●塩素系と併用不可の絵表示
	全塩素系スプレー製品	●専用ハンドスプレーを使用する旨
	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●他の容器に詰め替えない旨 使用剤型、含有成分を勘案して、目立つ表示（他の表示より１ポイント大きくする、色を変える等）とする

２．事故発生時の応急処置に関する表示

当該表示をしなければならない。

	対 象 製 品	表 示 詳 細
●目に入る事故	アルカリ性・塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●応急処置に「直後に医師に受診する」旨
●皮膚に接触する事故	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●皮膚についた時は応急処置を行う旨 応急処置の内容は製品特性に応じて記載する
●吸入などによる事故	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●使用中、目にしみたり、せき込んだり、あるいは気分が悪くなった時は使用を止めて、その場から離れ、洗眼、うがい等をする旨

Ⅴ-3　推奨警告表示

使用剤型、含有成分を勘案して、必要に応じて表示者が採用する。

	対 象 製 品	表 示 詳 細
●目に入る事故	全塩素系スプレー製品	●使用の際は眼鏡等を着用する旨 目に入る危険の回避。
	全塩素系スプレー製品	●使用後、顔、目を洗う旨 使用後、付着した液に気づかないまま放置されることの危険回避のため「使用後、手を洗い、顔、目も洗う」と記載する
●皮膚に接触する事故	全塩素系スプレー製品	●使用後、必ず手を洗う旨 炊事用手袋の使用を補完する

Ⅴ-4　推奨表現

●「応急処置」の「医師に相談する」の「医師」は「専門医」あるいは「眼科医」「皮膚科医」等に置き換えることもできる。

●「応急処置」に「受診時は商品を持参する。」と記載することもできる。

Ⅵ.表示方法・留意事項

１．表示方法

(1)「必ず使用前に表示をよく読む」旨を表ラベル（正面）または裏ラベル等の目立つ場所に記載する。

(2)項目の表示順序

「用途」「使用方法」「使用量の目安」をA群

「使用上の注意」「応急処置」「会社名、住所、電話」をＢ群
「品名」「成分」「液性」をＣ群とした場合、
群内の表示項目は一ヶ所にまとめて表示する。
Ａ、Ｂ、Ｃ群の順序は自由とする。但しＢ群とＣ群を一体としてもよい。
「容量」の表示場所は自由とする。

(3)「使用上の注意」を危険回避に関する警告と事故発生時の応急処置に関する表示とに区分し、応急処置の表示の見出しとして「応急処置」の文字を表示する。

(4)使用上の注意事項の順序は、重要な内容の順、または、使い方の順（使用前→使用中→使用後→保管）で記述する。

(5)応急処置の記載順序は、重要な内容の順とする。

２．留意事項

(1)警告表示項目の選定手順

①法規等による表示規制

関連する法規制等による義務表示の確認（成分表示、禁止事項表示等）

②業界の自主基準による表示

各関連業界の自主基準の確認

③事前評価による表示項目の選定

危険度の程度と消費者の行動予測から判断し、重要度の高い項目を選定する。
重要度は下記を参考にして判断する。
危険度の程度（生命／身体／財産）×予想される危険の頻度

④効果的な表示方法の選定

本体の限られた表示スペース内での分かりやすい、読みやすい表示量、文字の大きさ・デザイン・色等の検討と表示項目の選定・決定

(2)警告指示文表現の一般的留意点

①正しく読みとられるための配慮

・単文構造で、一文節は短く。
・敬語や謙譲語は使わない。
・能動態表現とする。
・専門用語・技術用語は必要最小限にする。
・安心、安全の強調は誤解や誤使用を招く恐れがあるので控える。
・定性的でなく、定量的な指示表現とする。
・消費者の理解度を適切に評価する（パネル評価）。

②読む気にするための配慮

・分かりやすい言葉で、話しかけるように表現する。
・重要度の高い順に記載する。特に重要な警告にあっては、表（正面）ラベルまたは裏ラベルの目立つ場所に記載することが望ましい。
・関連性の高い内容は、まとめて『使用上の注意』と事故発生時の『応急処置』と区分して表示することが望ましい。
・注意を喚起するために、色分け、読みやすい文字、絵表示、イラスト、解説図等の併用も考慮する。

・あまり重要でない事項まで表示を行うと、真に重要な事項の告知が希薄になる恐れがある。

Ⅶ.関連文書・関連法規

１．関連文書：「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」
（平成 7 年 6 月　表示・取扱説明書適正化委員会）
「家庭用品品質表示法表示規程の改正に伴う業界統一表示について」
（平成 10 年 6 月　洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会）
「家庭用カビ取り剤（塩素系）の自主基準」
（第六次改定　家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会）
「家庭用洗浄剤の自主基準」
（平成 12 年 6 月改訂　日本家庭用洗浄剤工業会）

２．関連法規：家庭用品品質表示法
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
毒物及び劇物取締法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
食品衛生法
日本工業標準化法（ＪＩＳ）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
環境基本法
容器包装リサイクル法
資源有効利用促進法
計量法
労働安全衛生法
消防法
高圧ガス保安法
製造物責任法（ＰＬ法）
不当景品類及び不当表示防止法
消費者保護基本法

付則：

この自主基準は 2003 年 6 月 11 日から実施する。
なお、製造猶予期間は 2004 年 12 月 31 日までとする。

添付資料

「製品ラベル表示例集」

１．事例品名

「洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会」自主基準に基づき、以下の品目について表示例を示す。

(1) トイレ・浴室・台所用品用洗浄剤（塩素系）
(2) カビ取り用洗浄剤（塩素系）
(3) 排水パイプ用洗浄剤（塩素系）
(4) 洗濯槽用洗浄剤（塩素系）
(5) トイレ用洗浄剤（酸性タイプ）
(6) 台所用漂白剤（塩素系）
(7) 衣料用漂白剤（塩素系）

２．表示例の説明

●表示例は裏面表示のみである。
表面表示については、従来と変更がないので「家庭用品品質表示法の特別注意事項表示基準」に従うものとする。

●実際の表示に当たっては、従来通り下記の絵表示を使用すること。

●表示例はあくまで例文である。
それぞれの製品特徴に応じ、工夫・変更して表示する。
●文字のポイント数や色については、工夫してわかりやすく表示する。
●表示例では、資源有効利用促進法に基づく表示（識別マーク）、ＪＡＮコードおよび相談窓口電話番号の表示は省略しているものがある。

(1) トイレ・浴室・台所用品用洗浄剤（塩素系）　表示例

本品を他のスプレー容器につめかえない。（泡にならず液が飛び散り危険。）

横向きノズルです。液がでる方向を確かめてからご使用ください。
必ず使用前に使用法、注意、使用上の注意をよくお読みください。

品名：トイレ・浴室・台所用品用洗浄剤
成分：次亜塩素酸塩、界面活性剤（アルキルアミンオキシド）、水酸化ナトリウム（1.0%）
液性：アルカリ性

用途・使用法・使用量の目安

原液　トイレの便器、排水パイプ、三角コーナー：原液を直接かけ、２～３分放置後にこすらずに水で洗い流す。使用量の目安は、トイレの便器に２押し、排水パイプ・三角コーナーに 1 押し程度。（ステンレス製品に使用した場合には、５分を限度とし、完全に洗い流す）
薄めて　便器のフタや便座、タイル、洗面台、冷蔵庫、プラスチックの浴室容器、ポリバケツ：水１Ｌに１押し程度に薄めた液に浸した布を絞ってふいた後、水ふきまたは水洗いする。
まな板：同程度に薄めた液に約 30 分浸した後、水洗いする。
●１押しは約 10ml

注意

●ステンレス以外の金属製品には使用しない。●衣服やじゅうたん、畳、木製品に付着すると色落ちします。●塗装面、外国製タイル、合成樹脂に使用すると変色することがあるので注意する。●他の容器に移して使用しない。●直射日光のあたらない所に立てて保管する。

【使用上の注意】●上記用途以外に使用しない。●酸性の洗浄剤や食酢・アルコールと混ぜると有害なガスが発生して危険。併用しない。●容器を強く持ってキャップを開けると原液が飛び出すおそれがあるので注意する。●ゴム製等の手袋を使用する。●飛沫が飛ぶことがあるのでブラシやハケ等でこすらない。●ガスが発生するので、獣毛のハケやブラシ等は使用しない。

【応急処置】●目に入った時は、こすらずすぐ流水で 15 分以上洗い流す。放置すると失明することがある。すぐ処置をしたうえで、直後に必ず商品持参で眼科医を受診する。●飲み込んだ時は、吐かずにすぐ口をすすぎ、コップ 1～2 杯の牛乳か水を飲む。すぐ処置をしたうえで、商品持参で医師に相談する。●皮ふについた時は、水で充分洗い流す。異常が残る場合は、医師に相談する。●使用中、目にしみたり、せきこんだり、気分が悪くなった時は、使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。

500ml

▲▲▲▲株式会社
〒▲▲▲－▲▲▲▲　　▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
お客様相談室　　０１２０－▲▲▲－▲▲▲

（2）カビ取り用洗浄剤（塩素系）　　表示例

必ず使用前に下記の「使用法」「注意」をよくお読みください。

＊体調がすぐれない方や、心臓病・呼吸器疾患等の方は使わないこと。

■　必ず換気をして使用。換気扇がある場合は併用し、窓や戸など 2 カ所以上開けること効果的。■マスク、ゴム手袋、目の保護に眼鏡等を着用。■本品専用スプレー使用。他の容器に移して使わない。つけかえ時は液はね等に注意。■パッキンやコーキング等の奥まで入り込んだカビは落としにくくなるので、早めに手入れする。

<table>
<tr><td rowspan="2">使用方法</td><td>用　途</td><td colspan="2">使い方</td></tr>
<tr><td>浴室内のカビ汚れ
■壁やタイル・目地■マット・小物類
■シャワーカーテン■扉等のゴムパッキン
〈使えないもの〉
●砂壁、繊維壁、漆喰、布張りの壁、
ユニットバスの化粧鋼板壁
（磁石がつくタイプ）
●ホーロー・アルミ・しんちゅう等の
金属製品〈サビの原因となる〉
●木製品　●獣毛のハケ、ブラシ</td><td colspan="2">①専用スプレーの先端を回して「出」を▲印にきちんと合わせる。
※顔に向けて操作しない。
②カビ汚れから約 15ｃｍ離して直接スプレーする。
※目線より上にはスプレーしない。壁や天井等、高い所に使う時は、柄つきのスポンジ等に液をつけ、塗りつける。
③数分後、水で充分洗い流す。
④使用後は先端を「止」に合わせ、冷暗所に立てて保管する。
作業後は必ず手・顔・目を洗う。</td></tr>
<tr><td>使用上の注意</td><td>●用途以外に使わない。
●必ず単独で使用。酸性タイプの製品や食酢、アルコール、アンモニア等と混ざると有害なガスが発生し危険。
●一度に大量に使ったり、続けて長時間使わない。
●使用時、液が目に入らないよう注意。
●外国製タイルやユニットバスは変色することがあるので、必ず目立たない所で試してから使う。
●浴槽にたれ落ちたまま放置すると変色することがあるので、すぐに洗い流す。
●衣類や敷物につくと脱色するので注意。
●破損を避けるため、落とさない。</td><td colspan="2">使用量の目安：1 平方メートル当り 15 回スプレー</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>応急処置</td><td>●目に入った時：すぐ流水で 15 分以上洗い流し、異常がなくとも直後に眼科医に受診する。そのまま放置すると失明のおそれがある。
●飲み込んだ時：吐かせず、すぐ口をすすぎ、コップ 1～2 杯の水か牛乳を飲ませ、医師に相談する。
●皮膚についた時：すぐにぬめり感がなくなるまで流水で洗い流す。異状がある場合は、皮膚科医に相談する。
●使用中、目にしみたり、せきこんだり、気分が悪くなった時は、使用をやめてその場を離れ、洗眼、うがい等をする。
※いずれの場合も、受診時は商品を持参する。</td></tr>
<tr><td colspan="4">○○○○○株式会社　〒○○○－○○○○　住所：○○○○○○○○○○○○○○○○
お客様相談室　　電話：○○○－○○○－○○○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">品名：カビ取り用洗浄剤</td><td colspan="2">成分：次亜塩素酸塩、水酸化ナトリウム（0.6%）、界面活性剤（アルキルアミンオキシド）、安定化剤</td></tr>
<tr><td colspan="2">液性：アルカリ性</td><td colspan="2">正味量：400ｇ</td></tr>
</table>

(3) 排水パイプ用洗浄剤 (塩素系)　表示例

必ずご使用前に、この説明書をよく読みご使用ください。

品　名: 成　分: 液　性:	排水パイプ用洗浄剤 水酸化ナトリウム (○%) 、 次亜塩素酸塩 、 界面活性剤 (ラウリル硫酸ナトリウム) アルカリ性
正味量	○○○mL
用途	台所･浴室･洗面所の排水パイプ及びその周囲用
使い方･ 使用量の目安	①容器を振らずに上部のキャップをはずし、排水口や汚れに向けて容器をさかさまにして 容器中央を押して泡立ち液をかけます。(目安:○○mL (約○回押し程度)) ②約 30 分そのままにしてから水を流します。 ※液がなくなりましたら、つけ替え用をお求めください。
使えないもの	銅･アルミニウム･真ちゅうには適しません。

使用上の注意	●用途以外には使用しない。 ●必ず換気をして使う。 ●使用時に液が目に入らないように注意する。 ●必ず単独で使用する。酸性タイプの製品、ぬめり取り剤 (排水口に取り付ける固形の排水口洗浄剤) や、食酢、アルコール、熱湯等と混ぜると、有毒なガスが発生して危険。 **●ほかの容器に移して替えて使用しない。** ●液が飛び出す恐れがあるので容器の側面を強く持ってキャップを開けない。 ●使用時は炊事用の手袋をはめる。 ●獣毛製の刷毛やブラシには使用しない。 ●タイルの一部には変色するものがあるので目立たないところで少量を試してから使用する。 ●衣服や畳、敷物、床、木製品等に液がついた場合は色落ちするので注意する。 ●直射日光を避け、高温 (40℃以上) となるところには置かない。 ●子供の手が届くところに置かない。
応急処置	●目に入った場合は失明の恐れがあるので、こすらずすぐに流水で 15 分以上洗い流す。痛みや異常が無くても、直後に商品持参で眼科医を受診する。 ●飲み込んだ場合は、吐かせず、すぐに口をすすぎ、コップ1～2杯の牛乳か水を飲ませる。皮膚についた時は、ぬめり感がなくなるまですぐ水で洗い流す。どちらの場合もすぐ処置した上、医師に相談する。 ●使用中目にしみたり、咳き込んだりあるいは気分が悪くなった時には、使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。

○○○○株式会社
〒▲▲▲－▲▲▲▲　○○○○○○○○－○○－○　お客様相談室　TEL:・・・・・・・・・

(4) 洗濯槽用洗浄剤（塩素系）　　表示例

必ず使用前に「使用法」「使用上の注意」を読むこと。
箱に入れたまま保管すること。

特長	• **塩素系強力液体タイプ**なのですばやく汚れに浸透して、洗濯槽の裏側に隠れた黒カビを漂白・洗浄。 • 防サビ剤配合でステンレス槽にも安心 • **除菌・消臭効果**で清潔な状態を保ち、ニオイもスッキリ。 • **全自動・二槽式・ドラム式に対応。**
用　途	洗濯槽の洗浄（全自動・ドラム式・二槽式洗濯槽/脱水槽） **ステンレス槽・プラスチック槽どちらにもご使用できます。**
使用量の目安	洗濯機（9Ｋｇ洗いまで）に全量（４００ｇ）を使用してください。

使用方法

●＜全自動洗濯機＞の場合

①電源を入れてから薬剤全量を洗濯槽に入れる。

図

●薬剤が飛びはねる恐れがあるのでゆっくり入れる
●衣類を入れない

② 高水位まで給水し、2～3 分運転し均一に混ぜる。

図

●風呂の残り湯は使用してもよいが、入浴剤を入れたものは使用しない。
●くず取りネットをつけたまま使用してもよい。

③ 約 1 時間放置する。

図

●初めてのご使用や汚れがひどい場合は 6 時間つけ置きする。
●そのまま 12 時間以上放置しない。

④ そのまま「標準コース」で１サイクル（洗い→すすぎ→脱水）運転する。

図

●すすぎはきれいな水で行う。
●汚れが残っている場合は 2～3 回すすぎを繰り返す。

●＜ドラム式洗濯機＞の場合

① ドラムにバケツ等で水を約５リットルいれる
② 薬剤を全量入れ、約１０分運転して約１時間放置する
③ そのまま「標準コース」（洗い→すすぎ→脱水）で１サイクル運転する。

●＜二槽式洗濯機＞の場合

※洗濯槽・脱水槽のいずれか１回分の洗浄ができます。
（洗濯槽）
上記の全自動洗濯機の使用方法（①～④）で行なう。
*標準コースは洗い→すすぎまで運転する。
（脱水槽）
① 脱水槽の表裏全体に薬液全量をまんべんなくかける。
② 約１時間放置する。（初めてのご使用や汚れがひどい場合は６時間つけ置きする）
③ 水で充分に洗い流す。（充分に洗い流さず洗濯物を入れると漂白されることがあります）
＊洗濯槽クリーナーの為、脱水槽では汚れ落ちが悪い場合があります。

<品名>洗濯槽用洗浄剤

<成分>次亜塩素酸塩、水酸化ナトリウム（1.0%）、界面活性剤（アルキルジフェニルエーテルジスルホン酸ナトリウム）
<液性>アルカリ性
<正味量>400ｇ

リサイクルマーク

▲▲▲株式会社
〒▲▲▲－▲▲▲▲　▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲　お客様相談室　０３－▲▲▲－▲▲▲
中毒１１０番０１２０－▲▲▲－▲▲▲
ＪＡＮコード

使用上の注意

●幼児の手の届く所には置かない。●用途以外には使用しない。●体調がすぐれない時は使用しない。
●必ず単独で使用する。●酸性タイプの製品と混ぜると有毒なガスが発生して危険。●他の容器に移して使用しない。●熱湯では使用しない。●使用時は炊事用（ゴム製等）の手袋を着用する。●容器を強く持ってキャップを開けると薬液が飛び出る恐れがあるので注意する。●使用時は必ず充分に換気する。●使用時に目に入らないように注意する。●衣類等に付着すると脱色する恐れがあるので注意する。●直射日光のあたる所、高温の所、火気の近くには置かない。●洗濯槽以外に誤ってかけた場合は速やかに拭き取り、よく水拭きする。

応急処置

●使用中に目にしみたり、せきこんだり、気分が悪くなった時は使用をやめてその場から離れ、洗眼・うがい等をする。
●目に入った時は目を傷める恐れがあるので１５分以上流水でよく洗い、すぐに医師の診察を受ける。そのまま放置すると失明の恐れがある。
●飲み込んだ時は吐かずにすぐに口をすすぎ、コップ１～２杯程度の水か牛乳を飲ませる。
●皮膚についた時は流水でヌメリ感がなくなるまで洗い流す。

(5)トイレ用洗浄剤（酸性タイプ）　表示例

必ず使用前に表示をお読みください。

品　名	トイレ用洗浄剤
成　分	塩酸（○○%)、界面活性剤（○○○・・・○○○)
液　性	酸性
正味量	○○○ｍｌ

用　　途	使い方　・　使用量の目安
便　器　内	１回２押し(約 20㎖)程度の原液をかけ、2～3 分後柄付きブラシなどでこすり、水洗いします。
トイレのタイル	液を 5～6 倍(水 100㎖ に 2 押し)にうすめて 1 ㎡当り 5㎖ 使用します。

＜使えないもの＞　金属製品、人造大理石

- 原液で使用すると、タイルの目地をいためたり、特殊タイルや一部の合成樹脂は変色することがあるので注意する。

[使用上の注意]

- 用途外に使わない。
- 他の容器に移して使用しない。
- 使用の時はゴム製等の手袋又は柄付きブラシを使う。
- 容器の側面を強く持ってキャップを開けると原液が飛び出すおそれがあるので注意する
- ノズルが横向きなので、液の出る方向に注意する。
- 液を便器にかけたまま放置しない。
- 便座等便器内以外に誤ってかけた場合は速やかに拭き取り、よく水拭きする。
- 子供の手が届くところに置かない。

[応急処置]

- 目に入った時は、目を傷めることがあるのですぐ流水で１５分以上洗い流す。
  飲み込んだ時は、すぐコップ 1～2 杯の水を飲ませる。いずれの場合も医師に相談する。
- 皮膚についた時は、流水で充分洗い流す。異常が残る場合は医師に相談する。

塩素系と併用不可

目に注意

子供に注意

会 社 名　　○○○○　**株式会社**
住　　所　〒○○○ － ○○○○
電話番号　　○○　－　○○○　－　○○○○

(6) 台所用漂白剤（塩素系）　　表示例

必ずご使用前に表示をお読みください。

●本品を塩素系製品のスプレー容器につめかえない。液が飛び散り危険です。

用　途	台所用品の漂白・除菌・除臭			
	●ふきん、おしぼり	●食器（湯のみ、カップ、茶わん）、哺乳びん、きゅうす、まな板	●食器洗い用スポンジ	●冷蔵庫、食器棚
使用量の目安	●5L の水に 30ml（キャップ約 1 杯）	●5L の水に 50ml（キャップ約 2 杯弱）	●5L の水に 6ml（キャップ約 1/6 杯）	●5L の水に 10ml（キャップ約 1/3 杯）
使い方	●30 分くらい（汚れのひどいときは少し長めに）浸したあと水ですすぐ。 浸せないものは、液に浸した布をしぼってふいたあと水ぶきする。		●内部まで液がいきわたるように、漂白液の中でもみ、約２分浸し、よくすすぐ。（長時間浸すと変色することがある。）	●液に浸した布をしぼってふいたあと水ぶきをする。

使えるもの ●白物のふきん、おしぼり（木綿、麻、ポリエステル、アクリル、レーヨン、キュプラ）●メラニン以外のプラスチック製品 ●木・竹製品●陶器●ガラス器●食器洗い用スポンジ	使えないもの ●色物、柄物のせんい製品 ●金属製の容器、用具 ●メラニン食器 ●漆器 ●獣毛のハケ ●食品 ☆衣料等のせんい製品の漂白には、手間なし酸素系の衣料用漂白剤をお使いください。

●せんい自体が変質して黄ばんだものは、漂白剤でも元に戻りません。

使用上の注意
●用途外に使わない。
●原液のまま使わない。
●熱湯では使わない。
●他の容器につめかえない。
●炊事用等の手袋を使用する。
●酸性タイプの製品や排水口のヌメリ取り剤や食酢・アルコール・生ゴミ等と混ざらないようにする。
●効果が落ちるので、酸素系漂白剤とは併用しない。
●直射日光を避け、高温の所に置かない。

応急処置
●目に入ったとき（痛みがなくても）や、また目に異常を感じたときは、そのまま放置すると失明の恐れがあるので、こすらずすぐに流水で 15 分以上洗い流す。その後、すぐに医師に受診する。
●飲みこんだときは、吐かせず、すぐに口をすすぎ、コップ 1～２杯の牛乳か水を飲ませる。
●皮ふについたときは、すぐに水で充分洗い流す。
●使用中、目にしみたり、せきこんだり、あるいは気分が悪くなったときは、使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。
いずれの場合も異常があるときは商品を持参し医師に相談する。

品名／台所用漂白剤	成分／次亜塩素酸ナトリウム（塩素系）、界面活性剤（アルキルアミンオキシド）、水酸化ナトリウム
液性／アルカリ性	

○○○○株式会社　〒……　▪……

正味量　○○○ml

リサイクルマーク

(7) 衣料用漂白剤（塩素系）　表示例

スプレー容器につめかえない。泡にならず液が飛び散り危険
持ちやすく、そそぎやすい計量カップ付　1杯は約 25ml

品名／衣料用漂白剤　●成分／次亜塩素酸ナトリウム（塩素系）、水酸化ナトリウム　●液性／アルカリ性

必ず使用前に使い方と使用上の注意をよく読むこと

用途	白物衣料専用（白物衣料でも使えないものがありますので注意してください。）	
	●黄ばみ・黒ずみの漂白●衣料の除菌・除臭●赤ちゃんの衣料の漂白	●食べ物 飲み物 血液 汗によるシミの漂白
使い方	（洗たく機洗い）●洗たく用洗剤といっしょに洗たく機に入れて洗う。（ステンレス槽可）	（つけ置き洗い）●30分ぐらい（2時間以内）浸し、水ですすぐ。（生地を傷めたりすることがあるので2時間以上は浸さない。）
使用量の目安	●洗たく機（水30L）なら 70ml（200mlのコップで約1/3杯）、洗いおけ（水5L）なら 12ml（キャップ約1/2杯）	●1Lに水 10ml（キャップ半分弱

使えるもの

★ワイシャツは黄変に注意

●水洗いできる白物のせんい製品（木綿 麻 ポリエステル、アクリル）
★一部の樹脂加工されたせんい製品（ワイシャツのえり・そで口など）では黄変することがあるので、使用量の目安を守り、2時間以上は浸さない。万一黄変した場合は、還元系漂白剤で元に戻ります。

使えないもの

●毛 絹 ナイロン、アセテート及びポリウレタンのせんい製品
●色物・柄物のせんい製品　●金属製の付属品（ファスナー、ボタン、ホック等の留具）がついた衣料 ●獣毛のハケ　★原液を10倍に水で薄めた液を目立たない部分につけ、5分ほどで変色するものには使わないでください。★せんい自身が変質して黄ばんだものは、漂白剤でも元に戻りません。

●用途外に使わない。●原液で使わない。●熱湯で使わない。●容器を強く持ってキャップを開けると原液が飛び出す恐れがあるので注意する。　●使用する時は炊事用手袋を使用する。　●水や他のものを入れたり、つめかえたりしない。破裂することがある。　●効果が落ちるので、酵素系や還元系漂白剤と併用・混合しない。　●金属製及びメラミン製の容器を使わない。　●直射日光を避け、高温の所に置かない。

応急処置

●目に入った時は失明のおそれがある。こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診する。●飲み込んだ時は、吐かずにすぐ口をすすぎ、コップ1～2杯の牛乳か水を飲む等の処置をし、医師に相談する。　●皮ふについた時は、すぐ水で充分洗い流す。　●使用中、目にしみたり、せき込んだり、あるいは気分が悪くなった時は使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。＊いずれも受診時は商品を持参する。

○○○○株式会社　〒……　　TEL……

リサイクルマーク

正味量○○○ml

洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会運営委員会

自主基準作成ワーキンググループ

（結成期間：平成15年3月3日～平成15年6月11日）

座　長	西田　一好	（大日本除虫菊株式会社）
グループリーダー	中曽根　弓夫	（花王株式会社）
メンバー	別宮　春美	（エステー化学株式会社）
	小沢　秀夫	（エステー化学株式会社）
	永野　淳	（小林製薬株式会社）
	永友　茂美	（小林製薬株式会社）
	松本　能幸	（小林製薬株式会社）
	奥村　純子	（ジョンソン株式会社）
	望月　一宣	（大日本除虫菊株式会社）
	木下　一	（日本リーバ株式会社）
	曲　建寧	（日本リーバ株式会社）
	坪内　徹	（日本リーバ株式会社）
	橋口　雅子	（日本リーバ株式会社）
	渡辺　幸彦	（日本リーバ株式会社）
	金森　武	（ライオン株式会社）
	石井　滋	（ライオン株式会社）
	渡辺　健	（日本石鹸洗剤工業会）
	河野　純一	（日本石鹸洗剤工業会）
	三上　正仁	（家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会）
	中蓙　久夫	（事務局）

（社名　五十音順、敬称略）

洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会

（日本家庭用洗浄剤工業会　内）
東京都中央区日本橋茅場町２－６－８
〒103－0025　　大湯ビル 3F
TEL　03－5651－8221(代表)
FAX　03－5651－8220
Mail：kasenko@orion.ocn.ne.jp